

敦賀市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この字の区域の変更は、平成24年4月5日からその効力を生ずるものとする。

平成24年4月5日

敦賀市長 河瀬 一 治

次の区域の地先の公有水面埋立地334.83平方メートルを常宮13号西ノ前に編入する。

大字	字	地番
常宮	13号西ノ前	52番